

# 法改正

次は中小企業の番です！

コロナ禍における

# 産業保健 & セミナー

大企業に続き中小企業は、2021年4月1日から同一労働・同一賃金が、2022年4月1日から職場におけるパワーハラスメント防止対策が求められます。

また、新型コロナウイルスを正しく理解して、企業のリスク管理に取り組みましょう。



日時

2020年12月25日 **金**  
13:30～16:30 (開場12:30)

定員

先着100名様

(感染防止対策を講じて開催いたします。)

会場

国際会議場 大会議室「ダリア」

広島市中区中島町1-5(平和公園内)

## プログラム

12:30～13:30	受付
13:30～13:35	開会
13:35～14:05	労働施策総合推進法 ～職場におけるハラスメント対策～ ・広島労働局 雇用環境・均等室長 大庭直美氏
14:05～14:50	パートタイム・有期雇用労働法 ～同一労働・同一賃金の確保～ ・雇用環境・均等室 上席雇用環境改善・均等推進指導官 大江千穂子氏 ・広島働き方改革推進支援センター 特定社会保険労務士 上田義博氏
14:50～15:00	(休憩)
15:00～16:00	演題「企業が取り組むコロハラ対策・正しく恐れる新型コロナウイルス感染症」 講師・広島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 (津谷内科呼吸器科クリニック理事長) 津谷隆史氏
16:00	閉会
16:00～16:30	【希望者】ブース設置による個別相談 ・広島働き方改革推進支援センター ・広島産業保健総合支援センター

問合せ先

2020年12月15日(火) 〆切

\* 申込みは裏面へ



【申込先】(独)労働者健康安全機構 広島産業保健総合支援センター  
☎ 082-224-1371 ✉ info@hiroshimas.johas.go.jp

【主催】  広島産業保健総合支援センター

☎ 082-224-1361 ✉ [info@hiroshimas.johas.go.jp](mailto:info@hiroshimas.johas.go.jp)

【共催】  広島労働局

※来場の際はマスクの着用をお願いします。  
発熱等の症状がある方は来場をお控えください。

